

兵庫県公報

平成30年6月14日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	1

公布された法令のあらまし

●食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（条例第39号）

近年の少子高齢化の進展によりいわゆる買物弱者となる者が増加し、狭い場所でも小回りの利く軽自動車による食品販売の需要が高まっていること等から、軽自動車により食肉販売業を営むことができるよう、自動車による食肉販売業に係る営業施設の基準の見直しを行うこととした。

条 例

食品衛生法基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成30年6月14日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第39号

食品衛生法基準条例の一部を改正する条例

食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2の部12(6)を削り、同部12(7)中「及び小型自動車」を「、小型自動車及び軽自動車」に改め、「冷凍し、かつ、」を削り、同部12(7)ウ中「専用の」を「食肉専用の保存区画を備える」に、「摂氏零下15度」を「摂氏10度（冷凍食肉にあっては、摂氏零下15度）」に改め、同部12中(7)を(6)とし、(8)を(7)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。